

特定施設入居者生活介護及び介護予防特定施設入居者生活介護 重要事項説明書

1. 事業者の概要

名 称 社会福祉法人みずほ
所 在 地 名取市下余田字鹿島 86 番 5
法人種別 社会福祉法人
代 表 者 理事長 森 精 一

2. ご利用施設（事業所）

名 称 ケアハウスうらやす
所 在 地 名取市下余田字鹿島 86 番 5
都道府県知事
指定番号 0 4 7 0 7 0 0 5 2 7
施 設 長 佐々木 恵子
電話番号 (022)383-3870

3. 施設の目的と運営方針

施設の目的 ・指定特定施設入居者生活介護事業所及び指定介護予防特定施設入居者生活介護事業所は、要介護状態又は要支援状態にある方（以下「要介護者」という。）に対し、特定施設サービス計画に基づいて、入浴、排泄、食事等の介護、相談及び援助、社会生活上の世話、機能訓練、健康管理及び療養上の世話を行うことにより、利用者が、その有する能力に応じ自立した生活を営むことができるよう支援することを目的とした施設です。

運営方針 ・「もっと笑顔のためにできることいつも胸に」の理念の下に、利用者が、その有する能力に応じ自立した日常生活を営むことができるよう、指定特定施設入居者生活介護及び指定介護予防特定施設入居者生活介護事業所のサービス提供に努めます。
・地域や家庭との結びつきを重視し、居宅介護支援事業者その他保健医療サービスまたは福祉サービスの提供者、関係市町村とも連携を図り、総合的なサービスの提供に努めます。

4. 従業者の職種、人数、職務内容

- (1) 施設長（管理者） 1名（兼務）
事業所の従業者の管理及び業務の管理
- (2) 生活相談員 1名（常勤）
入所者またはその家族からの相談、入退所にかかわること

- (3) 看護・介護職員
 - 看護職員 1名 (兼務)
 - 介護職員 9名 (常勤)
 - 入所者の心身の状況に応じた看護、介護
- (4) 栄養士 1名 (兼務)
 - 給食にかかわること
- (5) 介護支援専門員 1名 (兼務)
 - 施設サービス計画にかかわること
- (6) 機能訓練指導員 1名 (兼務)
 - 日常生活を営むに必要な機能の維持・改善のための訓練
- (7) 事務員 1名 (常勤)
 - 事務に関すること

5. 職員の勤務体制

- 早番 7:00～16:00
- 日勤 8:30～17:30
- 遅番 12:00～21:00
- 夜勤 16:00～翌9:00

6. 入所定員 30名

7. 施設の主な設備

設備の種類	定員 (数)	備考 (面積)
居室	全室個室 30室	19.230 m ²
浴室	一般浴室 3室 特別浴室 1室	一般浴室 16.450 (m ²) 特別浴室 23.5 (m ²)
交流スペース	3室	入居者の方が自由に使える空間です。
緊急連絡設備	各居室にナースコール完備	

8. サービスの内容

(1) 特定施設サービスの内容

特定施設入居者生活介護及び介護予防特定施設入居者生活介護は、要支援者・要介護者を対象に、要介護者3人（又は要支援者10人）に1人の介護職員を配置し、介護を提供いたします。

特定施設入居者生活介護及び介護予防特定施設入居者生活介護の介護サービスは、利用者の自立の支援及び日常生活の充実に資するよう、利用者の心身の状況に応じて、適切に行うものとし、以下のサービスを提供いたします。

① 食事

ア 食事を提供する場合は、利用者の自立を考慮して可能な限り、離床して、食堂で提供するように努めます。

イ 病弱等の利用者に対する食事の提供については、医師の指示により提供いたします。

② 入浴

ア 自ら入浴が困難な利用者に対しては、適切な方法で入浴又は清拭を行います。

イ 利用者が傷病、感染症疾患の疑い等がある場合には、医師又は看護職員等の判断に基づき、入浴を行わないことがあります。

③ 排泄

ア 利用者の心身の状況に応じて、適切な方法により、排泄の自立について必要な援助を行います。

イ おむつを使用せざるを得ない利用者については、プライバシーに配慮しながら、適宜交換等を行います。

④ その他の介護

離床、着替え、整容等の介護サービスについても、利用者の状況に応じて、適宜行います。

⑤ 利用者の活動への協力

ケアハウスは、適宜利用者のためのレクリエーション行事等を行い、生活の向上に努めます。

⑥ その他

各サービスの提供に当たり、利用者又は他の利用者の生命又は身体を保護するため、緊急やむを得ない場合を除き、薬物・物品等を用いて身体拘束は行いません。なお、やむを得ず行う場合には、事前連絡又は事後に速やかに身元引受人に報告し、同意を得るとともに、その様態及び時間、その際、利用者の心身の状況、緊急やむを得なかった理由を記録いたします。

⑦ 特定施設サービス計画の作成

ア 特定施設入居者生活介護及び介護予防特定施設入居者生活介護の利用者については、その心身の状況、その置かれている環境に配慮します。そして身元引受人やその他の家族等（以下身元引受人等とする）の希望を勘案し、その者の同意を得て、特定施設サービス計画を作成し、適切なサービスを提供いたします。

イ サービス計画については、利用者の介護の状況等を勘案し、必要な見直しを行います。

⑧ 機能訓練

利用者の心身の状況に応じて、日常生活を営むのに必要な機能を改善し、又は、その機能減退を防止するための訓練を行います。

9. 施設サービスの概要と利用料

(1) 基本料金

1人1ヶ月あたりの基本利用料は、国の定める基準額（①生活費、②事務費、③管理費）の合算額とします。事務費はその方の所得に応じて料金がかかります。管理費は月々に分割してお支払いいただきます。

11月から3月までの間に暖房費を徴収致します。その1ヶ月あたりの額は、国の定める基準額とします。

(2) 特定施設入居者生活介護及び介護予防特定施設入居者生活介護の利用料

介護保険法に基づく厚生労働大臣が定める基準によるものとし、特定施設サービスに係る費用の1割(介護保険負担割合証により2割)とします。

(3) 医療費

病院代、薬代等は全て利用者の負担となります。

(4) その他の特別なサービスに要する費用

利用者の負担となります。特別なサービスには次のようなものがあります。これらは全て利用者の負担となります。

散髪、外食、食べ物などの出前、旅行代、交通費等

(5) 利用料の支払

サービス利用料は月末精算とし、翌月15日以降に請求書をお渡しいたします。支払いの方法等をご相談ください。なお、25日までにご希望の方法にて、お支払い願います。

(6) 夜間看護体制加算

看護師が24時間オンコール体制をとっております。特定入居者生活介護を利用される方を対象に加算がされます。

(7) 医療機関連携加算

看護師が毎月主治医又は、協力病院に入居者の方の健康状況を報告し、指示に基き対応する体制をとっております。特定施設入居者生活介護及び介護

予防特定施設入居者生活介護の方が加算されます。

(8) 高額介護サービス費の制度

特定施設入居者生活介護及び介護予防特定施設入居者生活介護の利用料が一定額を超えた場合、申請により、その費用の一部を高額介護サービス費として払い戻します。

対象者	上限額
現役並み所得者に相当する方がいる世帯の方	44,000円(世帯)
市町村民税課税世帯	37,200円(世帯)
世帯全員が市町村民税非課税世帯	24,600円(世帯)
世帯全員が市町村民税世帯非課税であって、老齢福祉年金を受給している方、又は、前年の合計所得金額と公的年金等収入額の合計が80万円以下の方	24,600円(世帯) 15,000円(個人)
生活保護受給者又は、市町村民税世帯非課税の老齢福祉年金受給者	15,000円(個人)

* (2) の利用料金のみ対象となります。

10. 施設利用に当たっての留意事項

- (1) 来訪・面会 特に時間の制限はありませんが、他の利用者の迷惑にならないようご配慮下さい。
- (2) 外出泊 外出、外泊は心身の状況に無理がない限り制限はいたしません。ご希望の場合は職員に行き先・帰宅時間をお申し出下さい。ただし3ヶ月以上不在となる時は、契約の解除となります。また、不在の日であっても管理費・事務費をお支払い頂きます。
- (3) 喫煙 喫煙は決められた場所でお願ひします。
- (4) 現金貴重品の管理 現金貴重品の管理には充分留意してください。紛失等で他の利用者の迷惑になることもありますので、事務室での保管もご検討ください。
- (5) 迷惑行為 宗教・政治活動・騒音等他の利用者の迷惑になる行為執拗な宗教活動及び政治活動はご遠慮ください。他の利用者の迷惑にならない活動は制限しません。
- (6) 郵便物 郵便物をご本人にお渡しします。なお、委託管理契約に係るものについてはご相談の上施設職員が管理することができますので、ご検討ください。

(7) 持ち込み 危険物の持ち込みはご遠慮ください。その他、持ち込みたいものの希望がある場合はご相談ください。

(8) 暴力団の排除 暴力団員等について、申請者からの排除、従業者からの排除、事業所・施設運営への関与の排除を規定しております。

11. 守秘義務

特定施設入居者生活介護及び介護予防特定施設入居者生活介護利用契約書第7条に基づき適切に対処いたします。

12. 非常災害対策

消防法施行規則第3条に規定する消防計画に基づき、非常災害対策を行います。

防火管理者 稲林 克哉

13. 相談・苦情申立窓口

当施設のサービスについて及び利用者についてのご相談や、ご不明の点、疑問、苦情がございましたら担当職員にご相談ください。

相談時間 月曜日～金曜日 8：30～17：30

(上記の時間でのご相談が難しい場合は、検討いたします。)

相談場所 ケアハウスうらやす 相談室

苦情解決責任者

管理者 佐々木 恵子

苦情受付担当者

生活相談員 高橋 ふみ子

介護支援専門員 鈴木 正人

電話 022-383-3870

当施設以外でも、「運営適正化委員会」等の機関に申し出ることができます。

連絡先

宮城県社会福祉協議会『福祉サービス利用に関する運営適正化委員会』

電話：022-716-9674 FAX：022-716-9298

宮城県国民保険団体連合会

電話：022-222-7700

名取市役所 介護長寿課

電話：022-384-2111

14. 緊急時・事故発生時の対応

緊急時・事故発生時には、身元引受人等及び協力医療機関、市町村等へ速やかに連絡し必要な措置を講じます。

15. 協力医療機関

名	称	森内科クリニック
院	長	名 森 精 一
所	在	地 名取市下余田字鹿島 86 番 5
電	話	番 号 022-383-3070

名	称	イムス明理会仙台総合病院
院	長	名 小 針 雅 男
所	在	地 宮城県仙台市青葉区中央 4 丁目 5 番 1 号
電	話	番 号 022-268-3150

名	称	中嶋病院
院	長	名 富 永 剛
所	在	地 宮城県仙台市宮城野区大槻 15 番 27 号
電	話	番 号 022-291-5191

名	称	仙台第一歯科医院
院	長	名 齋 藤 修
所	在	地 仙台市宮城野区萩野町二丁目 5-4-102
電	話	番 号 022-238-6070

ケアハウスうらやす 利用料金表 H29.4～

特定施設入居者生活介護・介護予防特定施設入居者生活介護

階層	対象収入による階層区分	①事務費	②生活費	③管理費	月合計	④冬季加算
1	1,500,000 以下	10,100 円	一律 46,090 円	一律 24,000 円	80,190 円	一律 5,320 円 (11月～3月)
2	1,500,001～1,600,000	13,100 円			83,190 円	
3	1,600,001～1,700,000	16,100 円			86,190 円	
4	1,700,001～1,800,000	19,200 円			89,290 円	
5	1,800,001～1,900,000	22,200 円			92,290 円	
6	1,900,001～2,000,000	25,200 円			95,290 円	
7	2,000,001 以上	26,200 円			96,290 円	

介護保険負担割合証 1 割

介護度	(介護予防)特定施設入居者生活介護費	夜間緊急看護体制加算	サービス提供体制加算	個別機能訓練加算	1日合計	医療機関連携加算	処遇改善加算	月合計(30日)
要支援 1	179 円/日	—	—	—	209 円	—	521 円	6,871 円
要支援 2	308 円/日				338 円		838 円	11,058 円
要介護 1	533 円/日				573 円		1,416 円	18,686 円
要介護 2	597 円/日				637 円		1,574 円	20,764 円
要介護 3	666 円/日				706 円		1,743 円	23,003 円
要介護 4	730 円/日				770 円		1,901 円	25,081 円
要介護 5	798 円/日				838 円		2,068 円	27,288 円

介護保険負担割合証 2 割

介護度	(介護予防)特定施設入居者生活介護費	夜間緊急看護体制加算	サービス提供体制加算	個別機能訓練加算	1日合計	医療機関連携加算	処遇改善加算	月合計(30日)
要支援 1	358 円/日	—	—	—	418 円	—	1,041 円	13,741 円
要支援 2	616 円/日				676 円		1,676 円	22,116 円
要介護 1	1,066 円/日				1,146 円		2,832 円	37,372 円
要介護 2	1,094 円/日				1,274 円		3,147 円	41,527 円
要介護 3	1,332 円/日				1,412 円		3,487 円	46,007 円
要介護 4	1,460 円/日				1,540 円		3,802 円	50,162 円
要介護 5	1,596 円/日				1,676 円		4,136 円	54,576 円

*看取り介護加算…医師が終末期にあると判断した利用者について、医師、看護師又は介護職員等が共同して、本人又は家族等の同意を得ながら看取り介護を行った場合につく加算。(死亡 30 日前～4 日前まで 144 単位、2 日前・前日 680 単位、死亡日 1280 単位)

*⑦介護職員処遇改善加算… $\{(\text{⑤} \times 30 \text{ 日} + \text{⑥}) \times 8.2\%$ で計算し加算。

利用料金について

- 1 1ヶ月の利用料金は、上記の通り①事務費②生活費③管理費の合計金額になります。ただし、冬季期間(11月～3月)は暖房費が加算されます。
- 2 上記の利用料金のうち「事務費」は対象収入により定められ、「生活費」と「冬季加算(暖房費)」は国が定めた額を基準としています。また、国の基準が改定された場合は負担額が改定されます。
- 3 事務費は、対象収入(年収から税金、保険料等を差し引いた額)により、階層区分が決定され、各階層別に利用料金が定められております。
- 4 月の途中において、入居および退去または解除した場合は、日割り計算にて支払いとなります。
- 5 1ヶ月以上不在となる場合の料金は月の利用料金から生活費を引いた金額の支払いとなります。

$$\text{①} + \text{②} + \text{③} + \text{④} + \text{⑧} = \text{月々の料金 (30日)}$$

平成 年 月 日

指定特定施設入居者生活介護及び指定介護予防特定施設入居者生活介護サービスの提供にあたり、利用者に対して本書面に基づいて重要事項を説明しました。

事業所

名取市下余田字鹿島 8 6 番 5

ケアハウスうらやす

管理者 佐々木 恵子 印

説明者 生活相談員 高橋 ふみ子 印

私は、本書面により、事業所より指定特定施設入居者生活介護及び指定介護予防特定施設入居者生活介護サービスについての重要事項の説明を受けました。

利用者 印

代理人 印

利用者との続柄 ()